満６４歳を迎えられる方へ

障がい福祉サービスを利用されている満６４歳を迎えられる方に、案内を送付しています。制度上、１年後の満６５歳の誕生日前日から介護保険制度対象となりますので、原則、介護保険サービスを優先して利用いただくことになり、そのための手続きが必要です。詳しくは次の内容のとおりです。

今後の流れ

６４歳６ヶ月頃

障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行を行うために、相談支援専門員又は調査員（障がい福祉サービス）と地域包括支援センター職員でご自宅を訪問し、介護保険サービスについての説明を行います。

６４歳９ヶ月頃

介護保険の新規申請（誕生日の９０日前から申請可能）を行っていただきます。
地域包括支援センターの職員もしくは、ケアマネジャーが自宅に訪問して申請の手続きを代行します。

※要介護（支援）認定の結果の通知が自宅に届いたら、介護保険の新規申請に関わった地域包括支援センターの職員もしくはケアマネジャーに連絡をお願いします。

お願い

６４歳６ヶ月頃の訪問に際し、今回（満６４歳時）の訪問調査において調査員が作成する資料を事前に地域包括支援センターと共有することで、ご本人様の状況に合わせた適切でよりスムーズな案内が行えます。資料には個人情報も記載されるため、同意をいただけた場合のみ共有します。

同意いただける場合は、調査時に調査員がお持ちする**「ご本人さま情報の共有について」**にサインをいただきますよう、お願いいたします。

同意がいただけない場合は、６４歳６ヶ月頃の訪問時、地域包括支援センターよりご本人様の状況について再度詳しくお話をお伺いすることとなりますので、その際はご説明にご協力をお願いいたします。

お問合せ先：　和泉市障がい福祉課　594-8501 和泉市府中町二丁目７番５号
TEL：0725-99-8133　FAX：0725-44-0111